

能勢PRキャラクター「西能^{にしの}浄^{きよ}」・「木勢^{きせ}るり」の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、能勢PRキャラクター「西能^{にしの}浄^{きよ}」・「木勢^{きせ}るり」(以下、「浄」・「るり」という。)のイラスト、動画、ロゴ、及びその他イラスト(以下「イラスト等」という。)を使用する際に必要な事項を定め、「もっと見近に！もっと魅力的に！」をキーワードに、能勢の人形浄瑠璃、能勢町の観光、産業及びイベント等能勢の情報発信に寄与することを目的とする。

(イラスト等の使用に関する権利)

第2条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、もえモエN'sプロデュース(以下、「もえモエN'sP」という。)に帰属する。

(イラスト等の使用申請)

第3条 イラスト等を使用しようとする者は、予めもえモエN'sPの使用許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾申請書」(別記様式第1号)に関係書類を添えて、もえモエN'sPに提出しなければならない。

3 もえモエN'sPは、前項の規定により申請を行った者(以下「使用許諾申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、イラスト等の使用が次の各号に該当する場合には、使用許諾申請の手続きを省略することができる。

- (1) 能勢町または能勢町教育委員会が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ若しくはインターネットの番組、雑誌等報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 個人的または家庭内等、限られた範囲内で使用する場合
- (4) その他もえモエN'sPが認めた場合

(使用許諾の手続き等)

第4条 もえモエN'sPは、前条による使用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用許諾を行うことができる。なお、この場合、もえモエN'sPはイラスト等の使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 もえモエN'sPは、前項に規定する使用許諾を行った場合は、「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾書」(別記様式第2号)を使用許諾申請者へ送付する。

3 第1項の規定による申請に対し、イラスト等の使用を許諾された使用許諾申請者は、もえモエN'sPと使用許諾契約を別に締結しなければならない。

4 使用許諾の期間は、使用許諾契約の日から当該申請における使用期間内とし、最長2年間とする。ただし、在庫整理の目的において、使用期間満了から3ヶ月以内に限り、もえもエN'sPの許可を得て引き続きイラスト等を使用することができる。

5 イラスト等の使用権の範囲について、国外において使用する場合は別途協議を要する。

(使用許諾の制限等)

第5条 もえもエN'sPは、前条の規定にかかわらず、使用許諾申請者のイラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 能勢町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7) イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 「浄」・「るり」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10) その他、もえもエN'sPがイラスト等の使用が適当でないと認める場合

2 もえもエN'sPは、前項の規定により前条の使用許諾を行わない場合は、「能勢PRキャラクターイラスト等使用不許諾書」(別記様式第3号)を当該使用許諾申請者へ送付する。

(使用許諾内容の変更等)

第6条 第4条の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、予め「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾変更申請書」(別記様式第4号)をもえもエN'sPに提出し、変更についての使用許諾を受けなければならない。

2 もえもエN'sPは、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての使用許諾を行うことができる。

3 もえもエN'sPは、前項に規定する変更についての使用許諾を行った場合は、「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾変更通知書」(別記様式第5号)を使用者へ送付する。

4 第1項の規定による申請に対し、イラスト等の使用内容の変更を許諾された使用者は、もえもエN'sPと使用許諾変更契約を別に締結しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の使用にあたっては、使用許諾(第6条の規定による使用許諾内容の変更使用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第4条の規定により使用許諾を受けた者は、使用許諾番号(©もえもエN'sP●●●●●<●●●●●には、もえもエN'sPが「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾書」で個別に指定する使用許諾番号を記載する。以下同じ。>能勢PRキャラクター西能 浄・木勢 るり)を、使用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「使用対象物等」という。)に原則明示すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を原則明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を使用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 当該使用許諾に係る使用対象物等についての写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、もえもエN'sPが別に指示する。
- (8) もえもエN'sPが行う売上調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第8条 イラスト等の使用料については、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 もえもエN'sPは、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾申請書」若しくは「能勢町PRキャラクターイラスト等使用許諾変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第7条の遵守事項に違反した場合
- (4) 金融機関から取引停止の処分を受け、または振り出した手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- (5) 会社を解散した場合

- (6) 第三者より仮押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申立または公租公課滞納処分を受けあるいは、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受け、もしくは自らそれを申し立てた場合
 - (7) 資産、信用が著しく悪化し、または悪化する恐れがある場合
 - (8) 第三者に事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合
 - (9) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けまたは営業を廃止もしくは著しく変更した場合
 - (10) 使用許諾の継続が不相当であると認められた場合
 - (11) その他もえもエN'sPが特に必要と認めた場合
- 2 もえもエN'sPは、前項に規定する取消しを行った場合は、「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾取消通知書」(別記様式第6号)により当該取消しを受けた者へ送付する。
- 3 前項の規定により使用許諾の取消しを受けた者は、使用対象物等に使用許諾取消の日からイラスト等を利用することはできない。
- 4 もえもエN'sPは、使用許諾の取消しを受けた者に対して、使用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 もえもエN'sPは、前項の規定により、使用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 もえもエN'sPは、第1項の規定により使用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使用許諾申請について、必要と認める期間、使用許諾を行わないことができる。
- 7 もえもエN'sPは、使用許諾を受けずにイラスト等を使用した者が行う使用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。
- 8 前二項に定めるもえもエN'sPが必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定についてはもえもエN'sPが事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(申請等の取下げ)

第10条 第3条及び第6条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「能勢PRキャラクターイラスト等使用許諾取下げ申請書」(別記様式第7号)をもえもエN'sPへ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について能勢町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 もえモエN'sPは、この規程による使用許諾の申請、使用許諾の内容に係る変更申請及びイラスト等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第13条 もえモエN'sPは、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負いもえモエN'sPに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失によりもえモエN'sPに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をもえモエN'sPに賠償しなければならない。

4 もえモエN'sPは、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第14条 もえモエN'sPは、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務については、もえモエN'sPが行う。

(業務委託)

第16条 もえモエN'sPは、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

- (1) 第3条から第5条に規定する使用許諾に関する業務
- (2) 第4条の規定による使用許諾に対する第6条に規定する変更許諾に関する業務
- (3) 第7条第8号に規定する売上調査その他の照会に関する業務
- (4) 第12条に規定する申請等の取下げに関する業務のうち、第3条及び第4条の規定による使用許諾に対する第6条の規定による申請に対しての業務

2 もえモエN'sPが、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「もえモエN'sP」は「受託者」に読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の使用に関し必要な事項は、もえモエN'sPが別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年10月20日から適用する。

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年9月1日から適用する。

この規程は、平成29年12月25日から適用する。

この規定は、令和元年7月1日から適用する。